

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30-外1-22

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月18日

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー(UBS銀行)  
(UBS AG)

【代表者の役職氏名】 執行役員会プレジデント  
セルジオ P. エルモッティ  
(Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board)  
チーフ・ファイナンシャル・オフィサー  
カート・ガードナー  
(Kirt Gardner, Chief Financial Officer)

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45  
(Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland)  
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1  
(Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福原 亮輔  
弁護士 星野 慶史  
弁護士 横山 晃大

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】

社債

【今回の売出金額】

29億6,300万円

【発行登録書の内容】

提出日	2018年4月23日
効力発生日	2018年5月1日
有効期限	2020年4月30日
発行登録番号	30 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 3,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30-外1-1	2018年6月22日	20億円	該当事項なし	0円
30-外1-2	2018年8月6日	5億1,500万円		
30-外1-3	2018年9月11日	3億3,000万円		
30-外1-4	2018年11月12日	3億993万3,000円		
30-外1-5	2018年12月4日	8億6,600万円		
30-外1-6	2018年12月4日	6億9,000万円		
30-外1-7	2019年2月1日	6億7,500万円		
30-外1-8	2019年2月14日	5億円		
30-外1-9	2019年3月1日	3億4,500万円		
30-外1-10	2019年5月14日	15億円		
30-外1-11	2019年5月14日	28億1,900万円		
30-外1-12	2019年5月14日	9億3,000万円		
30-外1-13	2019年8月7日	3億円		
30-外1-14	2019年8月9日	13億1,900万円		
30-外1-15	2019年8月9日	18億9,900万円		
30-外1-16	2019年8月15日	3億円		
30-外1-17	2019年9月6日	3億円		
30-外1-18	2019年9月13日	3億円		
30-外1-19	2019年11月8日	3億円		
30-外1-20	2019年11月15日	10億円		
30-外1-21	2019年11月15日	5億円		
実績合計額		176億9,793万3,000円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

2,823億206万7,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

該当事項なし

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 第一部【証券情報】

<UBS銀行2024年11月27日満期 早期償還判定水準適減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債に関する情報>

### 第1【募集要項】

該当事項なし

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	29億6,300万円
売出価額の総額	29億6,300万円

#### 2【売出しの条件】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

### 第4【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書および本社債に関する2019年10月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2019年11月18日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（その後の訂正を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項については、その提出日以降、本発行登録追補書類に添付する「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」に記載されている事項を除き、本発行登録追補書類提出日（2019年11月18日）までの間において重大な変更その他の事由は生じていない。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項については、上記「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」に記載されている事項を除き、本発行登録追補書類提出日（2019年11月18日）現在においてもその判断に重要な変更はない。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

## 第四部【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。